

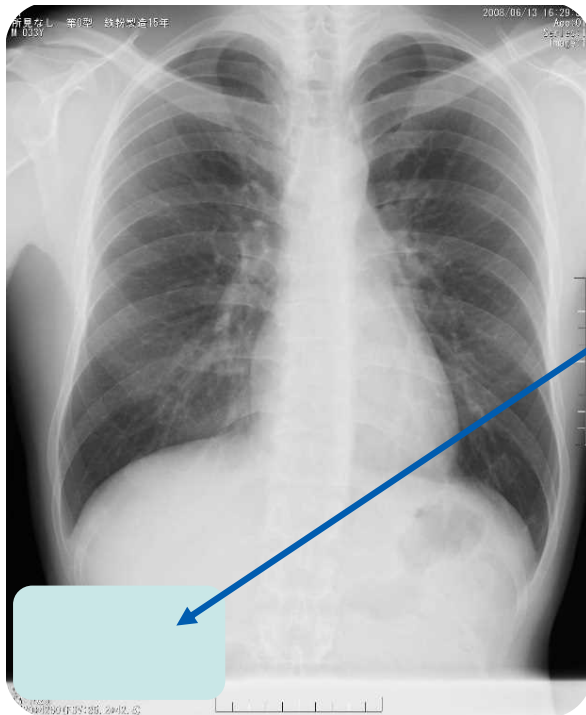
「じん肺健康診断へのDR(FPD)の使用に関する検討会報告書」 の記載の明確化について

資料 5 - 1

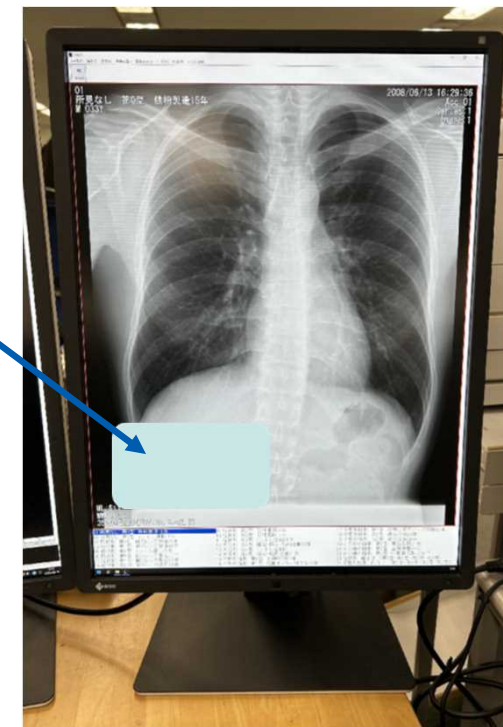
- じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定において用いるエックス線写真については、画像の色や濃さ等の撮影表示条件（パラメータ）が定められている。
- デジタル撮影装置のうち新たな機器開発等を行う場合、「じん肺健康診断へのDR(FPD)の使用に関する検討会報告書」を参考することとしており、その中で「パラメータをフィルムに表示すること」としている。
- 昨今、フィルムを使用せずにモニター上で読影することが一般的になってきたため、出力先をフィルムに限る趣旨ではないということを明確化した。

※DR; Digital Radiography, FPD; Flat Panel Detector

エックス線フィルム



モニター



【パラメータ】
輝度、コントラスト、
濃度など

パラメータは
モニター内に表示可

※じん肺標準エックス線写真集より抜粋

基安労発 0520 第 1 号
令和 6 年 5 月 20 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

「じん肺健康診断への DR (FPD) の使用に関する検討会報告書」の
記載の明確化について

じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）に基づき、じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定（以下「じん肺健康診断等」という。）においては、エックス線写真を用いることとされている。

エックス線写真に関して、デジタル写真である「半導体平面検出器を搭載した一般撮影装置による写真」（以下「DR (FPD) 写真」という。）及び Computed Radiography による写真（以下「CR 写真」という。）については、平成 22 年 6 月 24 日付け基安労発 0624 第 1 号「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定における DR (FPD) 写真及び CR 写真の取扱い等について」（平成 28 年 1 月 25 日最終改正。）において、その留意事項等を示しているところである。この中で、新たにじん肺健康診断等に用いるデジタル写真の条件を作成する場合については、「じん肺健康診断等への DR (FPD) の使用に関する検討会報告書（中央労働災害防止協会 平成 19 年 10 月）」（以下「検討会報告書」という。）を参考とすることとしている。

検討会報告書においては、既に認められた方式のデジタル撮影装置について新たに条件設定する場合、「決められた条件設定のパラメータをフィルムに表示すること」とされている。一方で、昨今、モニター上で読影を行うことも一般的となっており、じん肺等級付け機器開発にあたってフィルム出力をしない例を認めるようになった。

これらの状況を踏まえ、検討会報告書について、下記のとおり明確化するので貴管下の関係機関への周知につき遺漏なきを期せられたい。なお、当課からじん肺等級付け機器開発を行う企業からなる団体（「日本画像医療システム工業会」）にも同様の内容を通知していることを申し添える。

記

1 検討会報告書の記載について

既に認められた方式のデジタル撮影装置について新たに条件設定する場合、「決められた条件設定のパラメータをフィルムに表示すること」としているこ

とは、比較読影時にパラメータを容易に確認できる必要性について述べたものであり、出力先をフィルムに限る趣旨ではない。

2 その他留意事項

パラメータをモニター上に表示する方式をとる場合、表示されている画像のものではないパラメータが表示されることがないように、開発において十分に留意すること。

基安労発0520第2号
令和6年5月20日

一般社団法人日本画像医療システム工業会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

「じん肺健康診断へのDR(FPD)の使用に関する検討会報告書」の
記載の明確化について

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

じん肺法（昭和35年法律第30号）に基づき、じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定（以下「じん肺健康診断等」という。）においては、エックス線写真を用いることとされています。

エックス線写真に関して、デジタル写真である「半導体平面検出器を搭載した一般撮影装置による写真」（以下「DR(FPD)写真」という。）及びComputed Radiographyによる写真（以下「CR写真」という。）については、平成22年6月24日付け基安労発0624第1号「じん肺健康診断及びじん肺管理区分の決定におけるDR(FPD)写真及びCR写真の取扱い等について」（平成28年1月25日最終改正。）において、その留意事項等を示しているところであります。この中で、新たにじん肺健康診断等に用いるデジタル写真の条件を作成する場合については、「じん肺健康診断等へのDR(FPD)の使用に関する検討会報告書（中央労働災害防止協会 平成19年10月）」（以下「検討会報告書」という。）を参考とすることとしています。

検討会報告書においては、既に認められた方式のデジタル撮影装置について新たに条件設定する場合、「決められた条件設定のパラメータをフィルムに表示すること」とされています。一方で、昨今、モニター上で読影を行うことも一般的となっており、じん肺等級付け機器開発にあたってフィルム出力をしない例を認めるようになりました。

これらの状況を踏まえ、検討会報告書について、下記のとおり明確化しましたので、その実施及び貴管下の関係機関へ周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 検討会報告書の記載について

既に認められた方式のデジタル撮影装置について新たに条件設定する場合、

「決められた条件設定のパラメータをフィルムに表示すること」としていることは、比較読影時にパラメータを容易に確認できる必要性について述べたものであり、出力先をフィルムに限る趣旨ではない。

2 その他留意事項

パラメータをモニター上に表示する方式をとる場合、表示されている画像のものではないパラメータが表示されることがないように、開発において十分に留意すること。